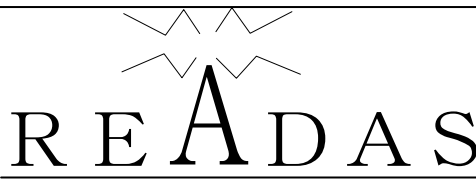


第 5821 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 10月 23日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 平成30年税制改正要望

Q：平成30年の税制改正要望に子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設があるようですが、どのような内容なのですか？

A：次のような内容です。

【解説】

お尋ねは、厚生労働省と内閣府が要望しているものです。

要望では、共働き家庭の増加や若者の雇用・経済的基盤の不安定が背景となり、妊娠・出産から子育てを通じ、長期にわたって育児費用の支出を余儀なくされることが、子育て家庭の担税力を減殺している。こうした現状を踏まえ、子ども・子育て支援新制度に基づく公的サービス以外の、認可外保育施設の利用、あるいは休日や夜間・早朝等公的サービスでは必ずしも賄いきれない育児ニーズに対応するベビーシッターの利用の費用の一部について、所得制限を設けること等も考慮しつつ、税制上の優遇措置を講ずることは、有効かつ必要最小限度の措置であるとして、やむを得ず認可外保育施設等を利用する場合に要する費用の一部について、税額控除の対象とする税制上の措置を講ずるというものです。

平成28年、29年にも同様の要望が出されており、また、地方税においても同様の要望が出されています。

